



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

山梨労働局

Press Release

山梨労働局発表
令和8年8月20日

【 照 会 先 】

山梨労働局 労働基準部 健康安全課
(電話) 055-225-2855

令和8年度全国労働衛生週間を展開します

(準備期間 9月1日から30日・本週間 10月1日から7日)

◎ 10月1日(木)から10月7日(水)まで、全国労働衛生週間が実施されます。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場での自主的な労働衛生管理活動を促して労働者の健康を確保することを目的に昭和25年から毎年実施している週間で、今年で77回目となります。(別添資料1)

今年度は、『ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場』をスローガンとして展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、あらゆる労働者が心身ともに健康に働き続けることができる職場環境づくり等の推進を呼び掛けることとしています。

◎ 山梨労働局(局長 岩崎 充)では、全国労働衛生週間中に各事業場で以下の事項を実施していただくよう周知しています。

- 1 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 2 労働衛生旗の掲揚およびスローガン等の掲示
- 3 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- 4 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 5 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

◎ 準備期間(9月1日から9月30日)では、以下の事項を重点事項としています。

- | | |
|-----------------------------|-------------------------|
| 1 労働者の健康の保持増進 | 7 小規模事業場における産業保健活動の充実 |
| 2 女性の健康課題の理解促進(別添資料2) | 8 個人事業者等の安全衛生の確保 |
| 3 治療と就業の両立支援対策の推進(別添資料3) | 9 化学物質(石綿含む)による労働災害防止対策 |
| 4 メンタルヘルス対策の推進(別添資料4-1、4-2) | 10 労働衛生3管理の推進等 |
| 5 過重労働による健康障害防止(別添資料5) | 11 転倒・腰痛災害の予防等(別添資料7) |
| 6 職場の熱中症予防対策の推進(別添資料6) | 12 その他の有害な作業環境対策 |

詳細は別添資料1の裏面を参照ください。

◎ 山梨労働局では、全国労働衛生週間の関連行事として、同週間の準備期間である９月に実施する「職場の健康診断実施強化月間」への協力を、労使関係団体及び労働災害防止団体等に要請します。（別添資料８）

「職場の健康診断実施強化月間」とは・・・

労働安全衛生法に基づく健康診断の実施や、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置の実施を徹底すること等の推進のため、厚生労働省では平成25年度から全国労働衛生週間準備月間である毎年９月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的な取組を行っています。

【参 考】

山梨県内の労働衛生の概況（別添資料９）

定期健康診断における山梨県内の有所見率は全国平均に比較して高い状態が続いており、何らかの疾病に罹患するリスクが高いといえます。

令和７年の有所見率は64.2%と、全国平均の有所見率を4.5ポイント上回りました。

検査項目別の有所見率は、高い順に、血中脂質検査が31.5%、血圧が20.6%、血糖検査が18.7%、肝機能検査が17.8%となっています。

別 添 資 料

ページ番号

資料 1	「令和 8 年度(第 77 回) 全国労働衛生週間」リーフレット（山梨版）	1
資料 2	「働く女性の健康推進に取り組みましょう」リーフレット	3
資料 3	「病気を抱える労働者の治療と就業の両立支援が努力義務になります！」 リーフレット	5
資料 4－1	「メンタルヘルス対策のポイント」（抜粋資料）	7
資料 4－2	「労働者数 50 人未満の事業者もストレスチェックが義務になります！」 リーフレット	8
資料 5	「過重労働による健康障害を防ぐために」（抜粋資料）	10
資料 6	「熱中症を予防しましょう！」リーフレット（山梨版）	11
資料 7	「行動による労働災害を防止しましょう！」リーフレット（山梨版）	13
資料 8	「9 月は「職場の健康診断実施強化月間」です」リーフレット (※現時点で令和 8 年度版が公表されていないため、参考として令和 7 年度版を 添付しています)	15
資料 9	「山梨県内の労働衛生の概況」リーフレット（山梨版）	17

令和8年度(第77回)全国労働衛生週間

10月1日～10月7日 (準備期間 9月1日～9月30日)

資料 1

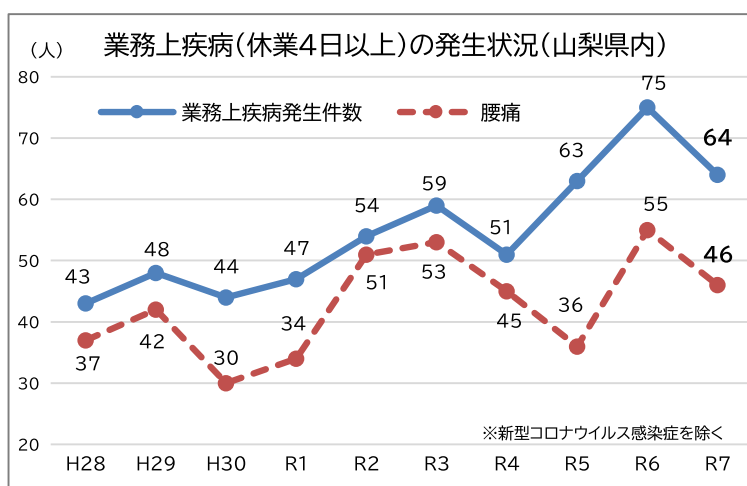
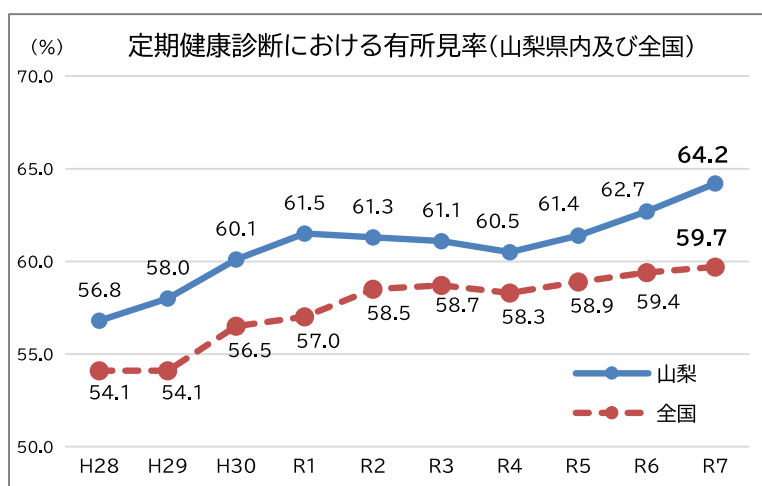
スローガン

ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第77回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。しかしながら、全国及び県内において、以下のような現状や課題があります。

- ・ 高齢化の進行等の就業構造の変化により、県内の一般健康診断有所見率は64.2%と上昇傾向。
- ・ 何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加しているほか、女性の就業率の上昇とともに、働く女性の健康問題への対応も課題に。
- ・ 令和7年の全国における過労死等の労災支給決定件数は1,310件と高止まりとなっており、うち精神障害による労災支給決定件数は1,086件と過去最多となっている。
過重労働による健康障害の防止対策、小規模事業場を含めたメンタルヘルス対策の推進が求められる。
- ・ 業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、気候変動や高齢化等を背景に熱中症や腰痛等の発生が増加している。近年の記録的な暑さにより、職場における熱中症による被災労働者数(休業なしを含む)は96人と過去最多となっている。
- ・ 化学物質の自律的管理(令和6年度から全面施行)の定着・推進に向けた取組が引き続き必要。

こうした状況を踏まえ、今年度は「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかにみんな生き生き健康職場」をスローガンとして、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、あらゆる労働者が心身ともに健康に働き続けることができる職場環境づくり等の総合的な推進を図ることとしています。



【主 唱】山梨労働局、甲府・都留・鰺沢労働基準監督署

【協 賛】一般社団法人山梨県労働基準協会連合会、甲府・都留・峡南・山梨労働基準協会、建設業労働災害防止協会山梨県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会山梨県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会山梨県支部、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会甲信事務所、一般社団法人山梨県鉄構溶接協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会山梨県支部、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会山梨支部、独立行政法人労働者健康安全機構山梨産業保健総合支援センター

【協 力】山梨県、一般社団法人山梨県医師会、山梨県経営者協会、連合山梨

参考ホームページ(中央労働災害防止協会(労働衛生週間))<https://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/>

準備期間中(9/1～9/30)に実施する事項について

以下の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ

- 1 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等を踏まえた労働者の健康の保持増進

2 女性の健康課題の理解促進

3 「治療と就業の両立支援指針」に基づく治療と就業の両立支援対策の推進

4 メンタルヘルス対策の推進

5 過重労働による健康障害防止

6 職場の熱中症予防対策の推進

7 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 8 個人事業者等の安全衛生の確保

9 化学物質(石綿含む)による労働災害防止対策

10 労働衛生3管理の推進等(労働衛生管理体制の確立、作業環境管理・作業管理・健康管理の推進、労働衛生教育の推進)

11 転倒・腰痛災害の予防等

12 各種の作業環境対策(粉じん、電離放射線、騒音、振動障害、受動喫煙、酸欠・硫化水素、一酸化炭素)

本週間中(10/1～10/7)に実施する事項について

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施しましょ

- 1 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

2 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示

3 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰

4 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

5 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

山梨産業保健総合支援センターを活用しましょ！※詳細はHPへ⇒ <https://www.yamanashis.johas.go.jp>

山梨産業保健総合支援センター(さんぽセンター)では、産業医、産業看護職、衛生管理者等の産業保健関係者を支援するとともに、事業主等に対し職場の健康管理への啓発を行うことを目的として、次の業務を行っています。

ご利用・ご相談は全て無料ですので、ぜひご活用ください。

●専門スタッフによる産業保健に関する相談 ●産業保健関係者に対する専門的研修 ●事業主や労働者に対する啓発セミナー ●メンタルヘルス対策支援 ●治療と就業の両立支援 ・産業保健に関する情報提供 他

連絡先:山梨産業保健総合支援センター(甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館2階) TEL055-220-7020

地域産業保健センターを活用しましょ！※詳細はHPへ⇒ <https://www.yamanashis.johas.go.jp/chisanpo/6303>

労働者50人未満の事業場の事業者や労働者を対象に、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。(事前の申込みが必要です。)

～県内地域産業保健センターの連絡先～

中北地域産業保健センター	(甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館2階)	TEL.055-220-7020(平日 9:00～17:00)
峡東地域産業保健センター	(山梨市中村834 山梨法人会館内)	TEL.0553-88-9120(平日 9:00～17:00)
峡南地域産業保健センター	(南巨摩郡富士川町鯉沢1-11 峡南労働基準協会内)	TEL.0556-22-7330(平日 9:00～17:00)
郡内地域産業保健センター	(都留市四日市場1105 都留労働基準協会内)	TEL.0554-45-0810(平日 9:00～17:00)

ご存知ですか？ 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

特に小規模事業場での実施率が低くなっています。

事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

○事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置(就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等)を実施しましょ。

○事後措置を講ずるに当たっては、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針

健康診断個人票

健診年月日	○年 ○月○○日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した医師の氏名◎	○○ ○○
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の氏名◎	○○ ○○

就業区分

区分	内容
通常勤務	通常の勤務でよいもの
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの
要休業	勤務を休む必要のあるもの

就業上の措置の内容

—
勤務による負担を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

働く女性の健康推進に取り組みましょう

－ 産業保健総合支援センターをご活用ください －

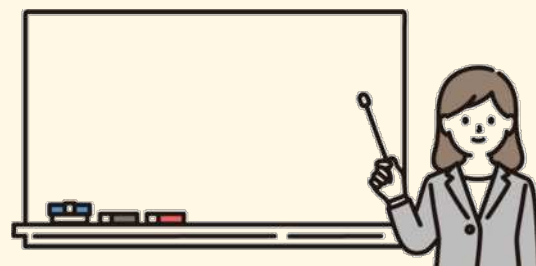
全国47都道府県に設置されている産業保健総合支援センターでは、
産業保健の専門家が以下の支援に取り組んでいます。ぜひご活用ください。

1

女性特有の健康課題に関する研修 を実施しています

月経関連疾患などライフステージに応じた女性の健康課題について正しく
理解し、働く女性に対して適切に配慮（婦人科等を受診する場合の特段の
配慮や相談しやすい職場環境の整備等）する
ことが重要です。

事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ
向けに研修を実施していますので、ぜひ受講
してください。



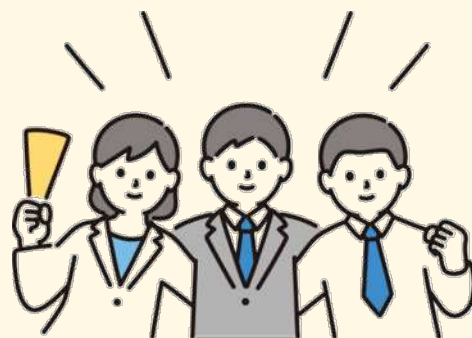
2

職場における女性の健康に関する ご相談に応じます

産業保健総合支援センターの保健師が中心となり、職場における女性の健
康に関するご相談に対応いたします。

より専門的なご相談については、性と健康の相
談センターにご案内するなど、産業保健総合支
援センターの保健師が連携コーディネーターと
して支援を行います。

労働者個人の方、事業者の方からのご相談を受
け付けています。



< ホームページのご案内 >

各種研修・セミナーは、各都道府県の産業保健総合支援センターの
ホームページからお申込みいただけます。

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/default.aspx>



その他女性の健康支援に役立つツール

● 働く女性の心とからだの応援サイト（厚生労働省）

女性が健康で働くために職場でどのようなことに取り組んだらいいのか、様々なヒントが掲載されています。
企業の実践事例なども紹介しています。

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



● 女性の健康推進室 ヘルスケアラボ（厚生労働省）

すべての女性の健康を推進するために、ライフステージに応じた心身の変化や、女性特有の病気に関する情報、セルフチェックなどについて紹介しています。

<https://w-health.jp/>



● 不妊予防支援パッケージ（内閣府・文部科学省・厚生労働省）

生涯にわたる女性の健康を包括的に支援することを通じ、不妊予防に向けた取り組みを推進するため、関係省庁とが連携し、不妊予防支援パッケージを公表しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/000825095.pdf>



令和 8 年
4 月から

病気を抱える労働者の 治療と就業の両立支援 が努力義務になります！

改正労働施策総合推進法（令和 7 年法律第 63 号）により、令和 8 年 4 月 1 日から、職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務になります。

治療と就業の両立支援指針（令和 8 年厚生労働省告示第 28 号）を踏まえ、社内の環境整備や必要な両立支援の措置を講ずることが求められます。



イメージキャラクター
ちりょうさ

病気を抱える労働者の状況



がん等の病気を抱える労働者の中には、職場の理解や支援体制が十分でなく、就業をあきらめてしまうケースが少なくありません。

今後、高齢者の就労の増加等を背景に、どの職場でも、病気を治療しながら仕事をする労働者は増えていきます。

治療と就業の両立支援とは



大切な人材が病気になっても、治療を受けながら安心して働き続けられるよう支援するため、本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境を整備し、必要な就業上の調整や配慮を行う取組です。

両立支援に取り組む意義



労働者の健康確保及び就業継続とともに、社員全体の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上といった企業の成長につながります。

指針と支援ツールを活用して、できる取組から始めましょう

治療と就業の両立支援指針

留意事項

- 労働者本人の申出
- 労働者との十分な話し合い、上司・同僚の理解
- 個人情報の保護

両立支援を行うための環境整備

- トップの方針表明
- 研修等を通じた意識啓発
- 相談窓口の明確化・社内の支援体制の整備
- 休暇制度・勤務制度の整備（例：時間単位の有給休暇、病気休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務 等）

個別の両立支援の進め方

様式例の活用による、主治医や産業医等と連携した支援フロー

③ 両立支援プランの作成

就業継続の可否や就業上の措置等は、主治医意見書を基に、産業医等の意見を踏まえ、労働者と十分話し合った上で、事業主が最終的に決定。



様式例：
「勤務情報提供書」
「主治医意見書」
「両立支援カード」
「両立支援/職場復帰支援プラン」

両立支援ナビをチェック



厚労省の運営するポータルサイト「**治療と仕事の両立支援ナビ**」では、

- ・指針に沿った取組の実践的ガイダンス
- ・企業の取組事例

など総合的な情報提供を行っていますので、参考にしてください。



両立支援コーディネーター



社内での相談窓口、両立支援の調整役となる人材を育てましょう。

両立支援コーディネーター養成研修はウェブで無料で受けることができますので、人事労務担当者や産業保健スタッフを受講させるといいでしょう。



専門スタッフの支援を活用



都道府県**産業保健総合支援センター**では、両立支援の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）が配置されており、

- ・研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**
- ・事業主と労働者の間の個別の両立支援の調整及び両立支援プランの作成支援等支援が無料で受けられます。



地域の支援情報



都道府県労働局に設置されている「**地域両立支援推進チーム**」では、自治体や地域の支援機関等と連携して、

- ・両立支援のイベントの実施
- ・事業主等が活用可能な**各地域における支援事業の情報**の提供等を行っています。

メンタルヘルス対策のポイント

メンタルヘルス対策の全体像

- メンタルヘルス対策の取組は、目的や実施主体によって、次のように分類されます。

目的による分類

一次予防：

メンタルヘルス不調を未然に防止する取組

二次予防：

メンタルヘルス不調を早期に発見し、適切な措置を行う取組

三次予防：

メンタルヘルス不調となった労働者の職場復帰の支援等を行う取組

実施主体による分類

セルフケア：

労働者自身による取組

ラインによるケア：

管理監督者による取組

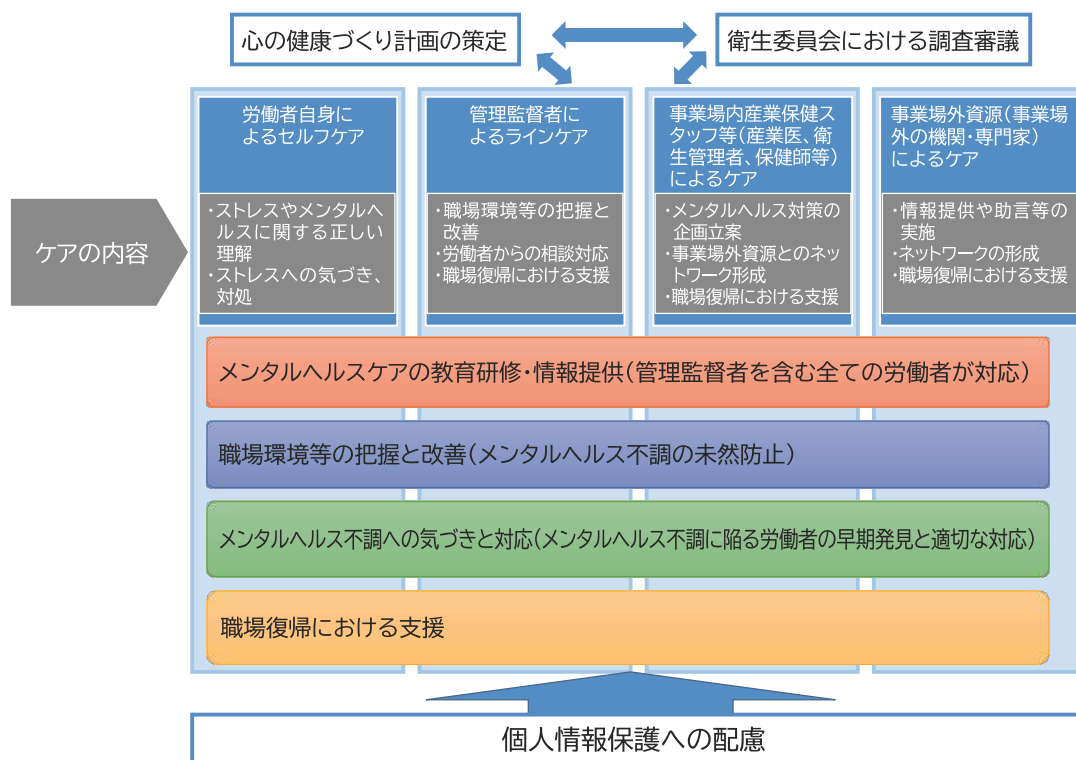
事業場内産業保健スタッフ等によるケア：

産業医や衛生管理者、保健師等による取組

事業場外資源によるケア：

事業場外の機関・専門家による取組

- メンタルヘルス対策を効果的に進めるためには、各事業場の実態に応じて4つのケアが継続的かつ計画的に行われるようにすることが重要です。
- また、事業者は、自らが事業場におけるメンタルヘルス対策を積極的に推進することを表明するとともに、衛生委員会等において十分調査審議を行い、「心の健康づくり計画」やストレスチェック制度の実施方法等に関する規程を策定することが必要となります。



※「職場における心の健康づくり～労働者の心の健康の保持増進のための指針～」をもとに作成

コラム

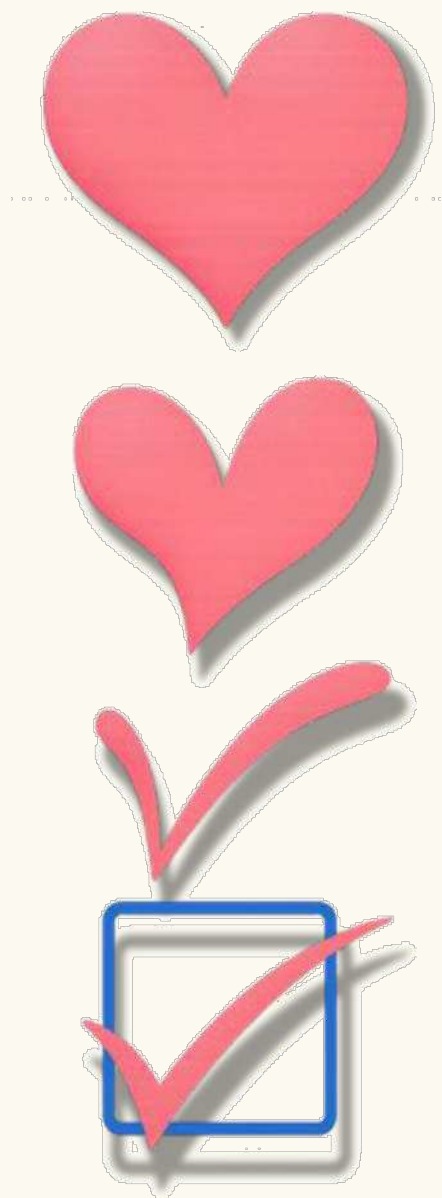


厚生労働省では「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(以下、メンタルヘルス指針という。)を定め、事業場において事業者が講ずる労働者の心の健康の保持増進のための措置(メンタルヘルスケア)の原則的な実施方法を示しています。職場復帰における支援では、「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」が参考になります。

労働者数50人未満の事業者も

ストレスチェック が義務になります！

令和10年
4月1日
スタート



ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。

2025年の労働安全衛生法の改正により、これまで努力義務とされていた労働者数50人未満の事業者にもストレスチェックの実施が義務化されました。

ストレスは見えません。
チェックしましょう。

ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査（ストレスチェック）を実施し、本人のストレスへの気付き・セルフケアを促すとともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、職場のストレス要因の改善につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。

ストレスチェック制度に取り組む意義

労働者のメンタルヘルス不調の未然防止が重要です。ひとたびメンタルヘルス不調にさせてしまうと、その病休期間は平均で約3か月、復職後に再び病休になる割合も約半数と、特に小規模事業場にとっては、**大きな人材の損失**となるほか、**経営上のリスク**につながってしまいます。

また、ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、**生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上**といった持続的な経営につながります。特に、人材不足が課題となっている小規模事業場においてメリットも大きいと思います。

こうした視点も踏まえて、事業者は、**職場のメンタルヘルス対策を経営課題として位置付け**、ストレスチェック制度にしっかり取り組んでいくことが重要です。



小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚労省の「**小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル**」は、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。
(令和8年2月公表)

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう。
※**マニュアルの概要版(スタートガイド)**もあります



厚労省HP
(ストレスチェック)

専門スタッフの支援

厚労省が設置する都道府県の**産業保健総合支援センター**では、メンタルヘルス対策の専門スタッフ(社労士、心理職、保健師等)による、研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**等の支援メニューが無料で受けられます。



都道府県
さんぽセンター



サポートダイヤル

ストレスチェック制度サポートダイヤルでは、ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフがお答えします。

電話番号：(全国统一ナビダイヤル)

0570-031050

受付時間：平日10:00~17:00
(土日祝日、年末年始は除く)

※運営は厚労省所管の
独立行政法人労働者健康安全機構

「こころの耳」

厚労省が運営するメンタルヘルスポータルサイト「**こころの耳**」では、ストレスチェック制度の実施に役立つ情報(メンタルヘルス対策の学習動画や、**中小企業における取組事例**など)を広く掲載しています。



ポータルサイト
「こころの耳」

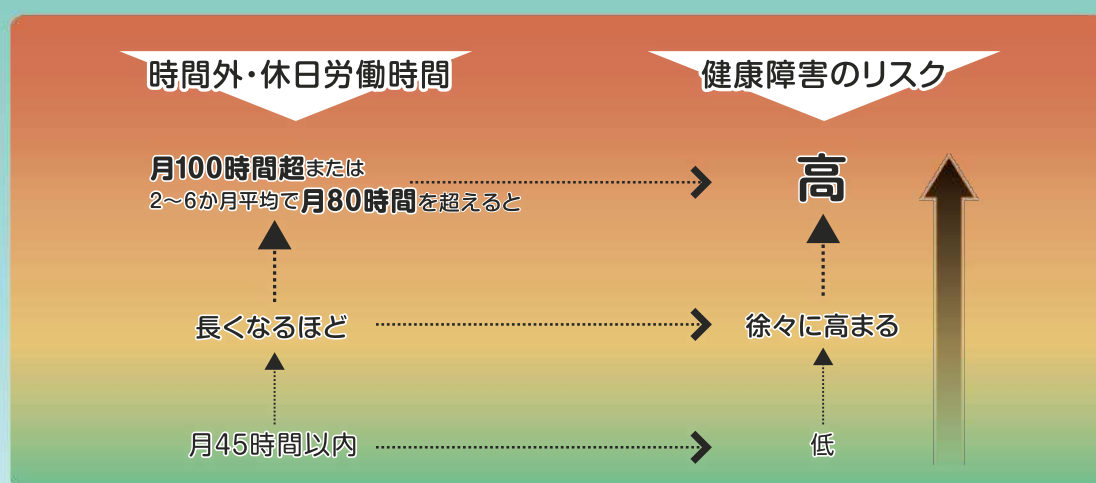


過重労働による 健康障害を防ぐために

本資料は表紙のみとなっています。
詳細は以下の本省ホームページに掲載
されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37223.html

過重労働による健康障害の防止のためには、時間外・休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等のほか、事業場における健康管理体制の整備、健康診断の実施等の労働者の健康管理に係る措置の徹底が重要です。また、やむを得ず長時間にわたる時間外・休日労働を行わせた労働者に対しては、医師による面接指導等を実施し、適切な事後措置を講じることが必要です。



厚生労働省では、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成18年3月17日付け基発第0317008号、令和2年4月1日付基発0401第11号雇均発0401第4号改正）を策定し、時間外・休日労働時間の削減、労働者の健康管理の徹底等を推進しています。

- ① 上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。
- ② 業務の過重性は、労働時間のみによって評価されるものではなく、就労態様の諸要因も含めて総合的に評価されるべきものです。
- ③ 「時間外・休日労働時間」とは、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間のことです。
- ④ 2～6か月平均で月80時間を超える時間外・休日労働時間とは、過去2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの月平均の時間外・休日労働時間が80時間を超えるという意味です。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



独立行政法人 労働者健康安全機構

熱中症を予防しましょう！

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

—職場における熱中症死亡ゼロを目指して—

暑さが本格化する前から職場での熱中症対策の徹底を！

厚生労働省 山梨労働局

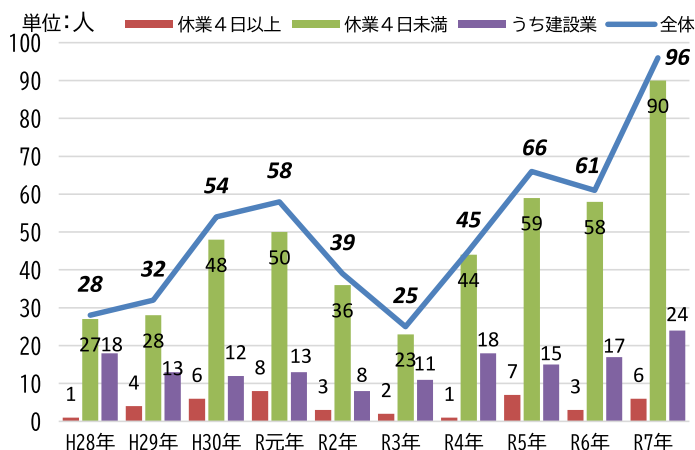
山梨県内において熱中症により病院へ搬送され、業務上疾病の認定を受けた方は、令和7年は96人(休業4日以上6人、休業4日未満90人)で、前年の61人(休業4日以上3人、休業4日未満58人)と比較して35人の増加となり、過去10年間で最も多くなっています。内訳を業種別にみると、製造業が30人と最も多く、続いて建設業が24人、商業が12人、警備業が6人などとなっています。

また、月別では7月と8月を中心に発生していますが、令和7年は6月にも多発したほか、9月にも一定数発生しています。屋内・屋外別ではこれまででは屋外が多かったところ、製造業を中心に屋内が増加し約半数を占めています。発生時間でみると、午前11時台と10時台がピークとなっています。

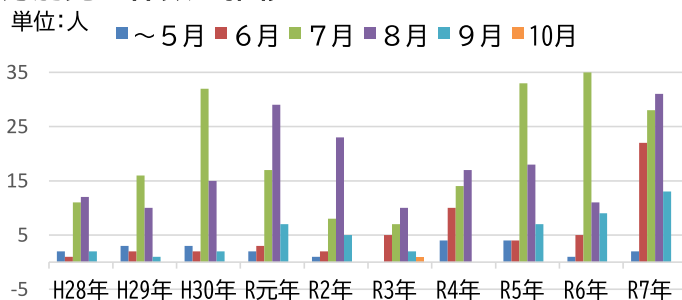
暑さが本格化する前からの熱中症予防対策を徹底しましょう。

山梨労働局では、労働災害防止団体などと連携の下、職場における熱中症の予防のため「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、重点的な取組を進めています。

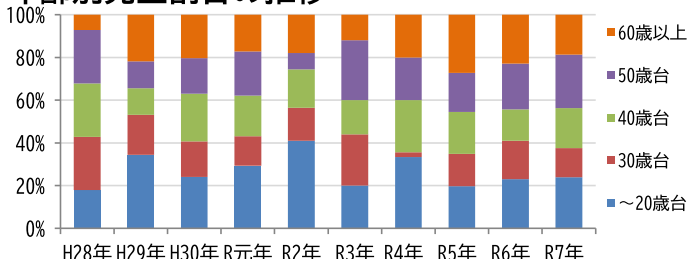
熱中症による死傷者数の推移



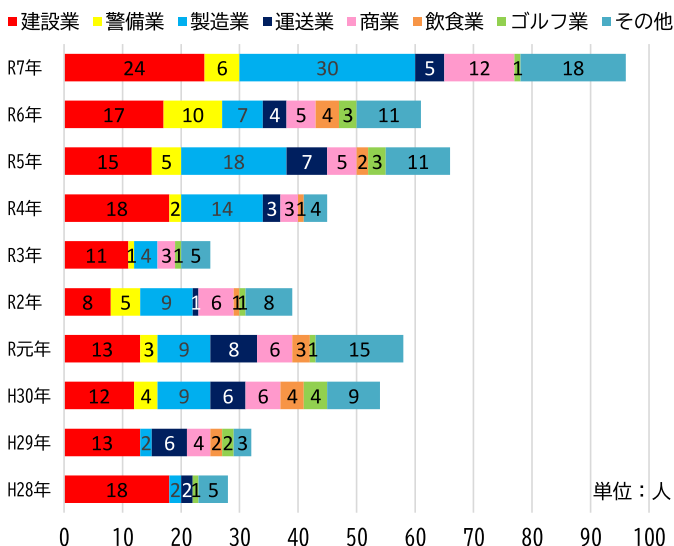
月別発生件数の推移



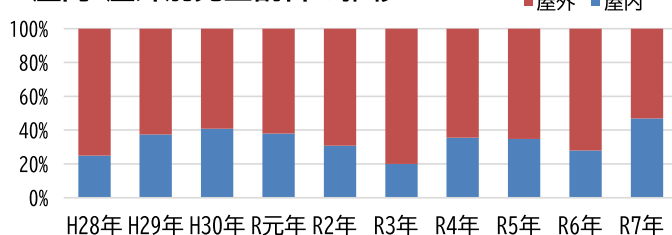
年齢別発生割合の推移



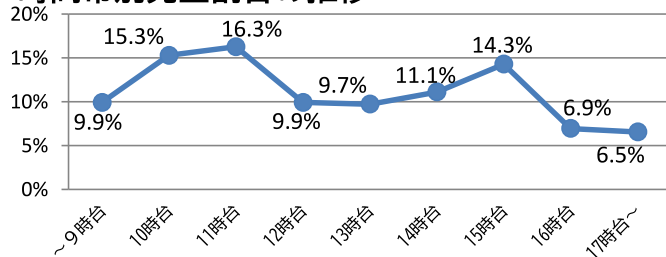
業種別発生件数の推移



屋内・屋外別発生割合の推移



時間帯別発生割合の推移

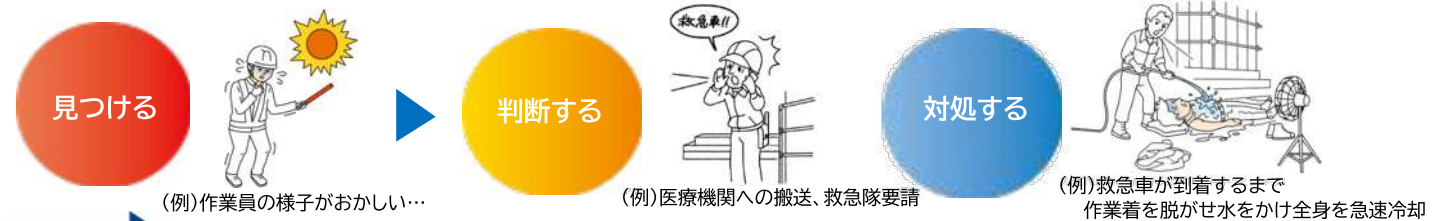


高温多湿な場所の作業では、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、熱中症になることがあります。熱中症は、体内に熱がこもることによって、めまいや筋肉痛、吐き気、けいれんなどを引き起こし、重症の場合には死亡することもある病気です。

熱中症が起こるのは、炎天下での屋外作業だけに限りません。屋内の作業場や倉庫などでも湿度が高く通風が悪くと熱中症のリスクが高まります。測定した暑さ指数(WBGT)に応じて予防対策を取りつつ、万一、熱中症の初期症状が現れた場合には速やかに対応しましょう。熱中症にかかりやすい作業者に対しては、作業内容、時間等に十分配慮することが重要です。

また、職場の熱中症予防対策は万全か、次ページのチェックリストを使って点検しましょう。

労働安全衛生規則 改正のポイント(令和7年4月15日改正 同年6月1日より施行)



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある作業従事者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「**体制整備**」、「**手順作成**」、「**関係者への周知**」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある作業従事者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(下記フロー図を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

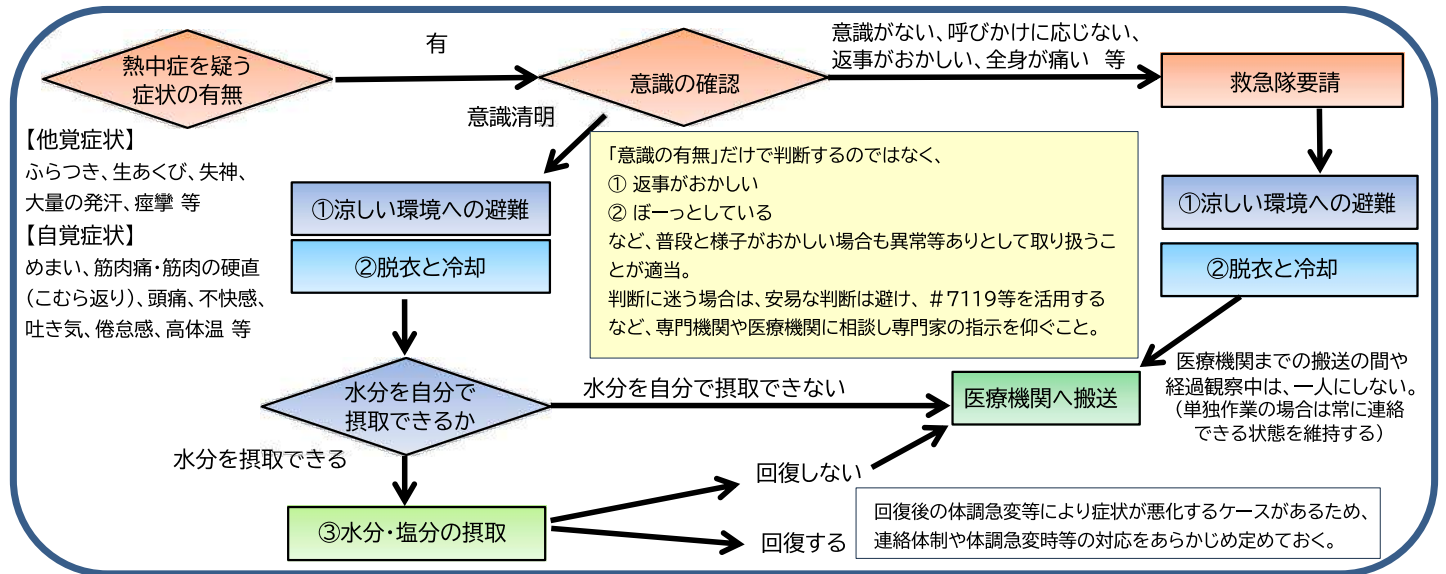
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図



<もっと詳しく!>

厚生労働省の職場における熱中症予防ポータルサイト

学ぼう! 備えよう! 職場の仲間を守ろう! 職場における熱中症予防情報

(<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>) では、熱中症予防の取組を紹介しています。



キャンペーン
概要
(実施要綱等)

ご不明な点などがございましたら、山梨労働局又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

山梨労働局労働基準部健康安全課

TEL 055-225-2855

甲府労働基準監督署

TEL 055-224-5617

都留労働基準監督署

TEL 0554-43-2195

鯉沢労働基準監督署

TEL 0556-22-3181

山梨労働局
ホームページ
(安全衛生関係)



(R8.4)

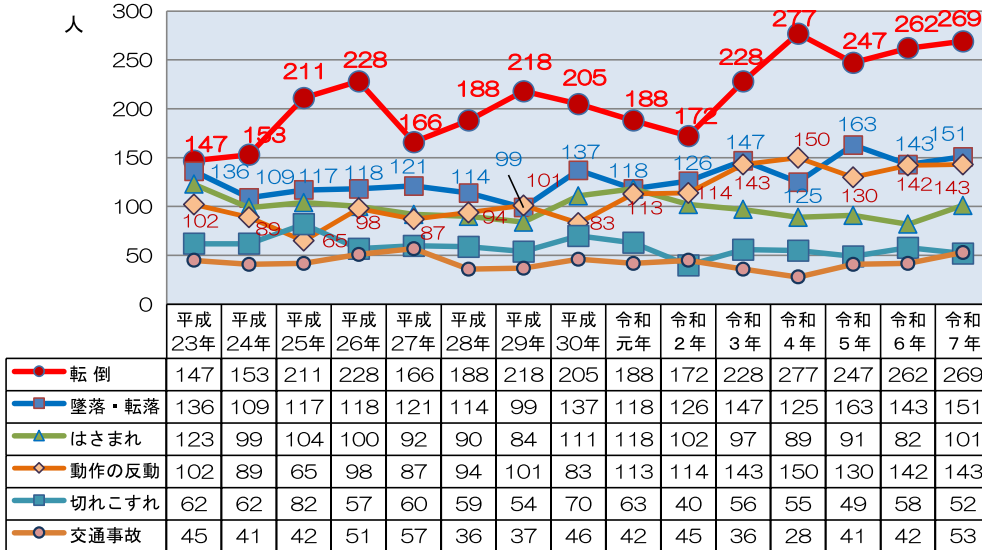
行動による労働災害を防止しましょう！

山梨労働局

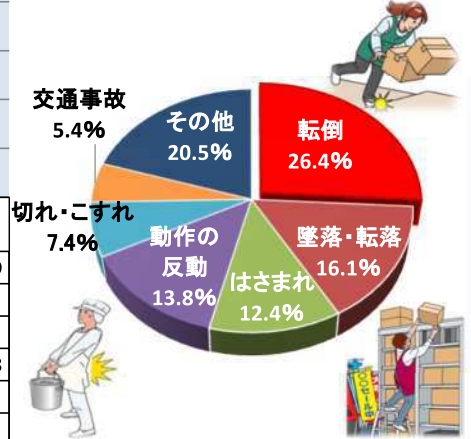
行動災害とは、「転倒」や腰痛等の「動作の反動、無理な動作」等、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害です！

1 主な事故の型の発生推移（H23年～R7年）

※令和4年～7年は新型コロナウイルス感染症による休業災害を引いた人数としている。（以下、同じ。）



2 事故の型別発生状況（H23～R7） 12,189人の内訳



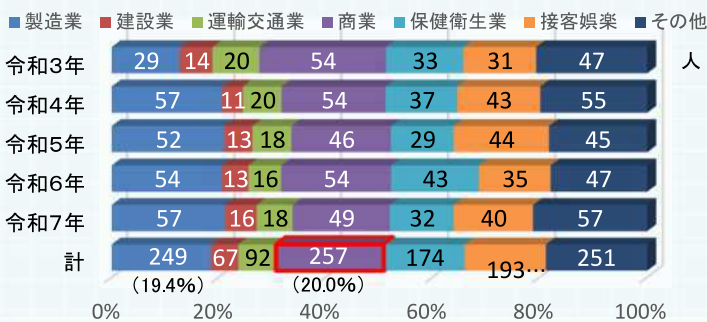
★転倒災害は、平成30年以降3年連続して減少したが、令和3年以降急増し、令和7年は令和4年に次ぐ269人に増加し、過去15年間、常に事故の型の中で最多となっている。

★平成23年から令和7年の15年間で事故の型をみると、主に労働者の行動を起因とする「転倒」「墜落」「動作の反動」の3種類で全体の約6割を占めており、労働者の不安全行動防止のための教育や安全な職場環境の整備の徹底が重要である。

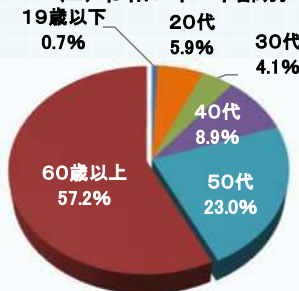
3 主な行動災害の特徴

転倒災害の特徴

(1) 業種別「転倒災害」の推移

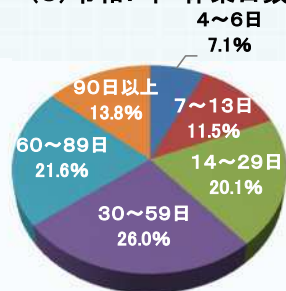


(2) 令和7年 年齢別



転倒により被災する方の6割弱が60歳以上の高齢者！

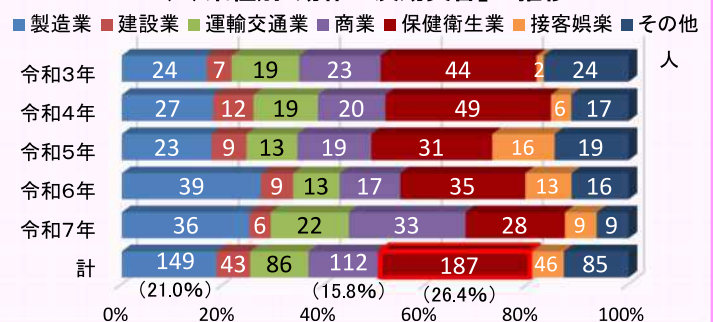
(3) 令和7年 休業日数別



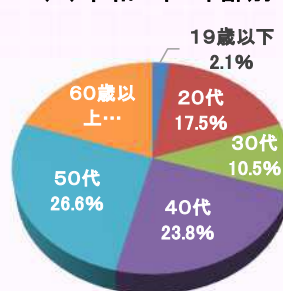
転倒により約6割が1月以上の休業災害！

動作の反動災害の特徴

(1) 業種別「動作の反動災害」の推移

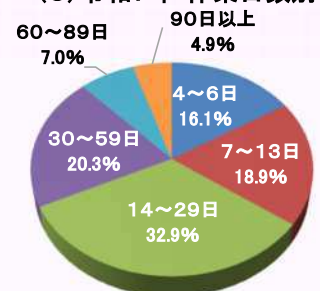


(2) 令和7年 年齢別



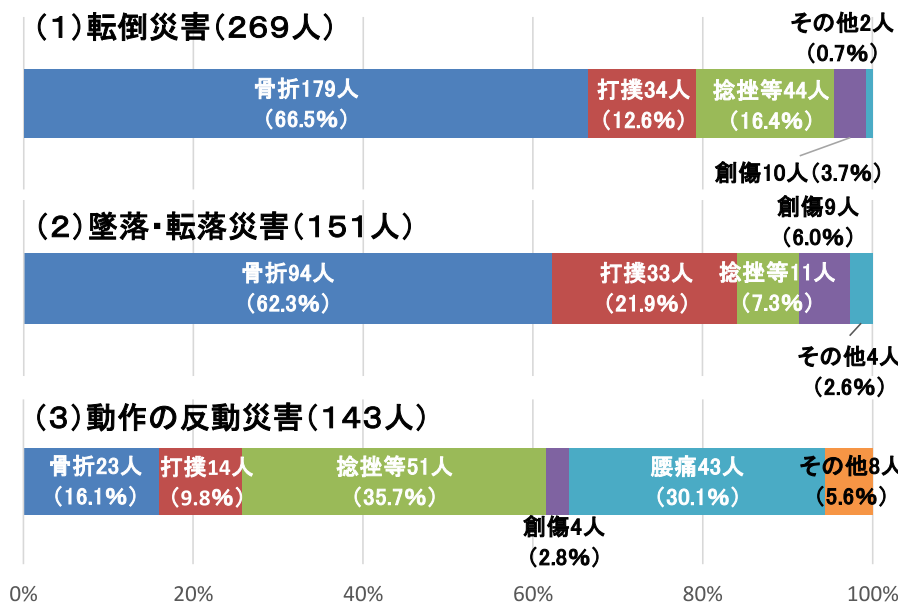
転倒に比べ60歳以上の割合は約1/3であるが、50歳未満の割合が約3倍と多い！

(3) 令和7年 休業日数別



転倒に比べ少ないが、3割以上が1月以上の休業災害！

4 令和7年 行動災害等の傷病内容



転倒災害では6割以上の方が、転倒の際に手足を骨折しており、業種を問わず発生している。

墜落・転落災害では6割以上の方が身体の一部を骨折しており、建設業のみならず運輸業、小売業、接客業においても同様に発生している。

動作の反動・無理な動作により、重量物を持ち上げた際に腰痛となったり、手首や足首を捻挫している。

5 各行動災害の防止対策のポイント

●転倒災害防止のためのポイント

- ・通路、階段、出口には、物を放置しないようにしましょう。
- ・床の水たまりや氷、油などは放置せず、その都度取り除きましょう。
- ・通路や階段には、安全に移動できるよう十分な明るさを確保しましょう。
- ・靴は、すべりにくく、ちょうど良いサイズのものを選びましょう。
- ・転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知しましょう。
- ・段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけましょう。
- ・ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れましょう。
- ・転倒を予防するための教育や研修を実施しましょう。

●腰痛予防のためのポイント

- ・重量物の取扱作業、不自然な姿勢を伴う作業では、機械による作業の自動化・省力化を図りましょう。
- ・寒い場所での作業は、腰痛を悪化させたり、発生させやすくなったりするので、適切な温度を保ちましょう。
- ・作業対象に、できるだけ身体を近づけて作業しましょう。
- ・適宜、休憩時間を設け、姿勢を変えるようにしましょう。
- ・ストレッチを中心とした、腰痛予防体操を実施しましょう。

●高齢労働者の災害防止のためのポイント

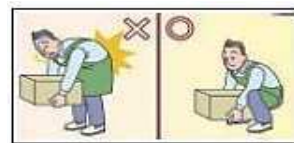
- ・健康診断や体力チェックにより、労使双方が高齢労働者の健康や体力の状況を把握しましょう。
- ・把握した健康や体力の状況に応じて、業務、勤務形態、作業スピード等を工夫しましょう。
- ・労働災害事例やヒヤリハット事例を紹介し、何が危険なのかを説明し、理解を促しましょう。
- ・安全な作業方法や手順について、定期的に教育し、安全な作業を促しましょう。

転倒・腰痛防止用視聴覚教材

転倒や腰痛は第三次産業でも日常的に起こり得る災害です。日常的に転倒や腰痛防止を心がけられるよう、対策等をまとめていますので、安全衛生教育に活用ください。



～転倒・腰痛予防！
「いきいき健康体操」～



～飲食店、小売業向け
転倒・腰痛防止視聴覚
教材～



～社会福祉施設向け
転倒・腰痛防止視聴覚
教材～

高齢労働者の労働災害
防止対策について



6 山梨第14次労働災害防止計画の概要（抜粋）（計画期間：2023年4月1日～2028年3月31日）

・アウトプット指標

➡ 計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施される事項

●労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・介護、看護作業のノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年の50%から増加させる。

・アウトカム指標

➡ 事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待させる事項

- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ・転倒災害による死傷者数を2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。
- ・計画期間中における転倒災害による平均休業見込日数を40日以下とする。
- ・社会福祉施設の腰痛による死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させる。

山梨県における近年の事故の型をみると、高齢者による災害の増加とあいまって、労働者の行動を起因とする転倒、墜落・転落、動作の反動による災害が全体の約6割を占めていることから、各事業場では不安全行動防止に向けた基本的対策となる「安全衛生教育」や「職場環境の改善」等、一層の取組をお願いします。

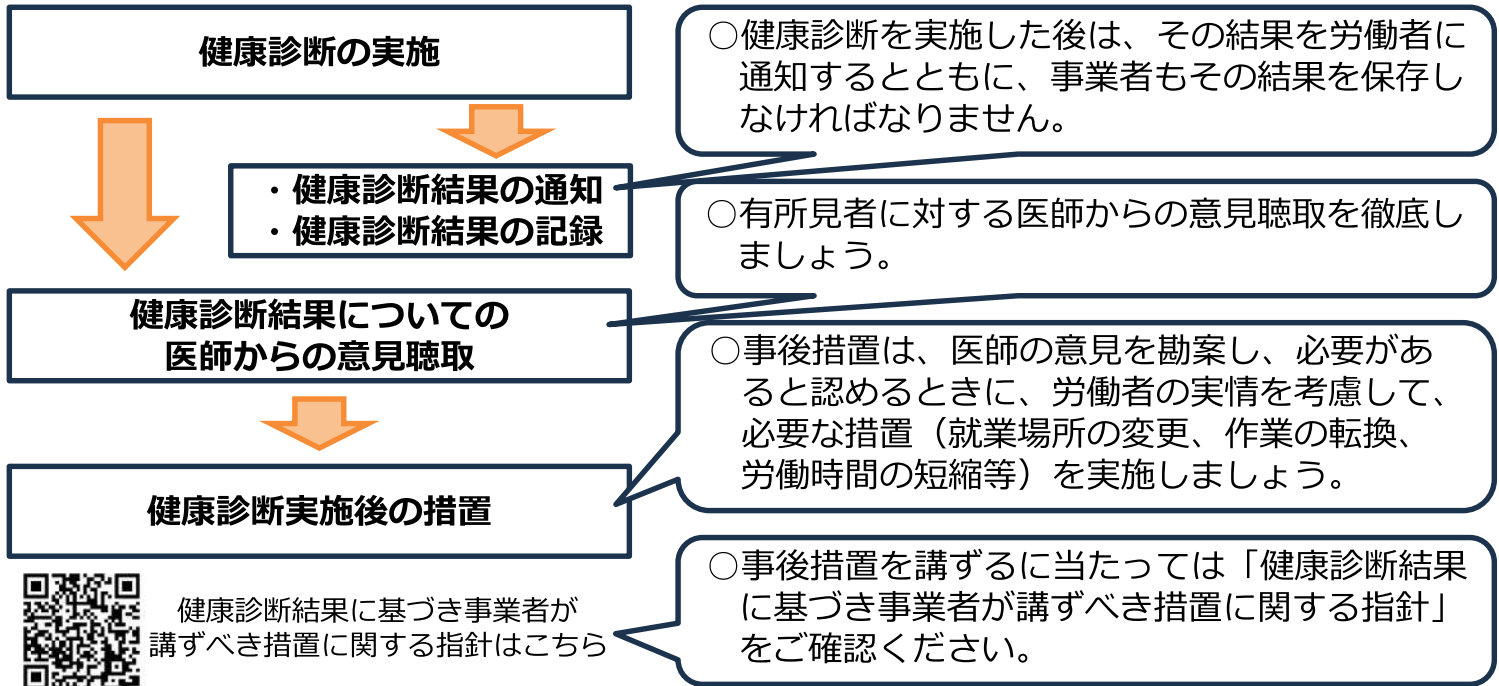
9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

※現時点で令和8年度版が公表されていないため、参考として令和7年度版を添付しています。

1. 健康診断及び事後措置の実施の徹底

- 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。
- 一般的に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。



<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、**健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談**などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

2. 医療保険者との連携

- 医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

- 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。
- これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。
- ※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。
- 厚生労働省では、コラボヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金
のご案内はこちら



【重点事項】

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

【その他の産業保健に関する取組の周知・啓発】

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項の指導等と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行うこと。

- (1) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正）等に基づく取組の推進
 - (ア) 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
 - (イ) 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のポスター等を活用した「体力づくり強調月間」（①）（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（毎年10月の第2月曜日）及び「Sport in Life推進プロジェクト」の周知啓発（②）
 - (ウ) 労働者の高齢化を踏まえた取組については、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）（令和2年3月16日策定）に基づく取組
- (2) 職場におけるがん検診の推進
 - (ア) 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨（③）
 - (イ) 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び別添4のリーフレットを活用した周知
 - (ウ) 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施
 - (エ) 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
- (3) 女性の健康課題に関する理解の促進
 - (ア) 別添6のリーフレットを活用した産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
 - (イ) 企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」（④）や「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」（⑤）の活用
 - (ウ) 令和5年5月19日付け基安発0519第4号「転倒災害防止対策の推進について」及び別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットによる骨粗鬆症検診の受診勧奨
- (4) 口腔の健康の保持増進

令和7年7月1日付け基安発0701第1号「一般健康診断問診票を活用した歯科受診勧奨について（協力依頼）」中の歯科早期受診勧奨リーフレット（⑥）を活用した歯科受診勧奨
- (5) 眼科検診等の実施の推進
 - (ア) アイフレイルチェックリスト（⑦）や6つのチェックツール（⑧）を活用した目のセルフチェックの推進
 - (イ) 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診（⑨、⑩、⑪）の周知
- (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
 - (ア) 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂）に基づく職域での検査機会の確保等
 - (イ) 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
 - (ウ) 令和4年4月20日付け基安発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等
- (7) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和6年5月28日策定）に基づく、個人事業者等による定期的な健康診断の受診、注文者等による健康診断の受診に要する費用の配慮等個人事業者等の健康管理のための取組の周知



※本月間に係る通知本文や別添をご参照されたい場合はこちらをご覧ください。⇒

※上記で参照している資料（①～⑪）や別添のリンク先はそれぞれ、右欄・下欄の対象QRコードをご覧ください。（リンク先の参照等の関係で、一部通達の表記を加工しています。）

（別添2）



（別添3）



（別添4）



（別添5）



（別添6）



（別添7）



（別添8）



(1)



(2)



(3)



(4)



(5)



(6)



(7)



(8)



(9)



(10)



(11)



山梨県内の労働衛生の概況

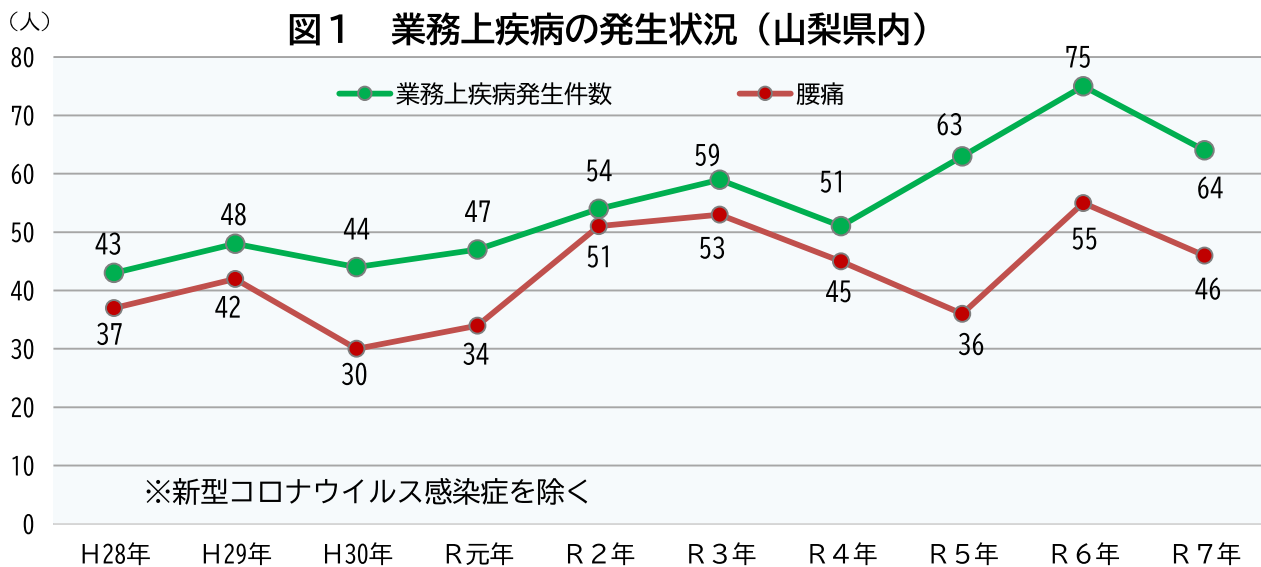
厚生労働省 山梨労働局 労働基準部健康安全課

平成 28 年から令和 7 年の 10 年間に県内各労働基準監督署に提出された「労働者死傷病報告（休業 4 日以上）」、「健康診断結果報告書」等をもとに県内の労働衛生の概況を取りまとめました。

1 業務上疾病の発生状況（図 1）

山梨県内の過去 10 年間の業務上疾病発生件数（新型コロナウイルス感染症を除く）は近年増加傾向にあり、令和 7 年は 64 人と前年から 11 人減少したものの高止まりが続いています。業種別の業務上疾病発生件数が最も多いのは製造業の 17 人で、次いで保健衛生業（病院・社会福祉施設他）17 人、商業 16 人の順となっています。

業務上疾病の中では腰痛が最も多く、令和 7 年は 46 人と約 7 割を腰痛が占めているほか、熱中症が 6 人、化学物質によるものが 4 人などとなっています。



2 定期健康診断実施状況（図 2、3）

山梨県内の定期健康診断における有所見率は、中期的に増加傾向にあり、令和 7 年の有所見率は 64.2%（前年比 1.5 ポイント増）と、全国の有所見率を 4.5 ポイント上回っています。

検査項目別の有所見率は、高い順に、血中脂質検査が 31.5%、血圧が 20.6%、血糖検査が 18.7%、肝機能検査が 17.8%となっています。

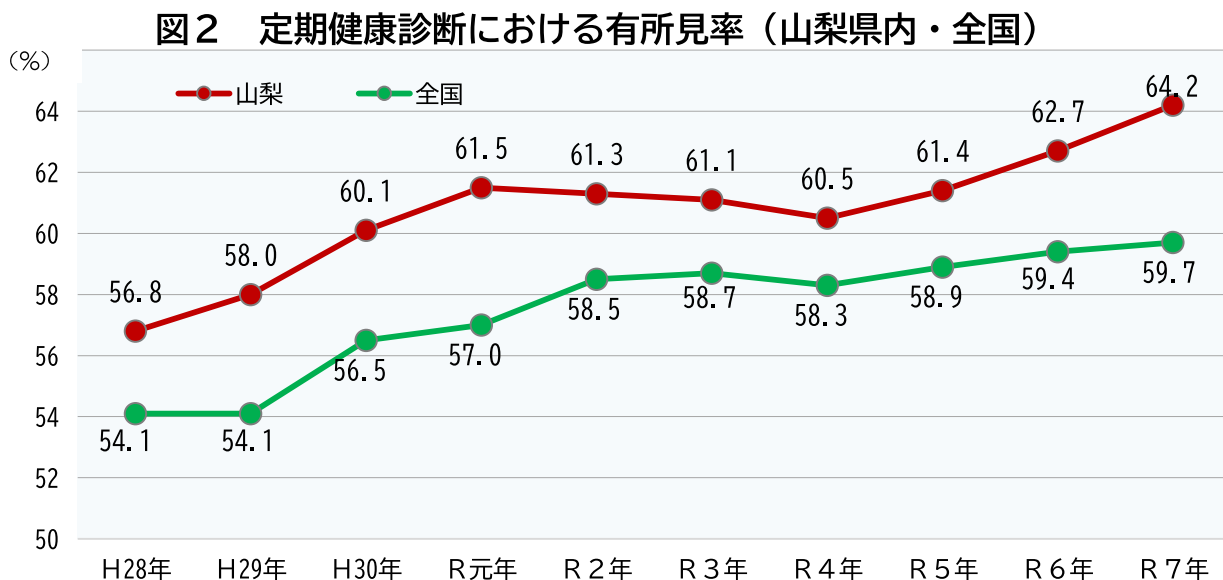
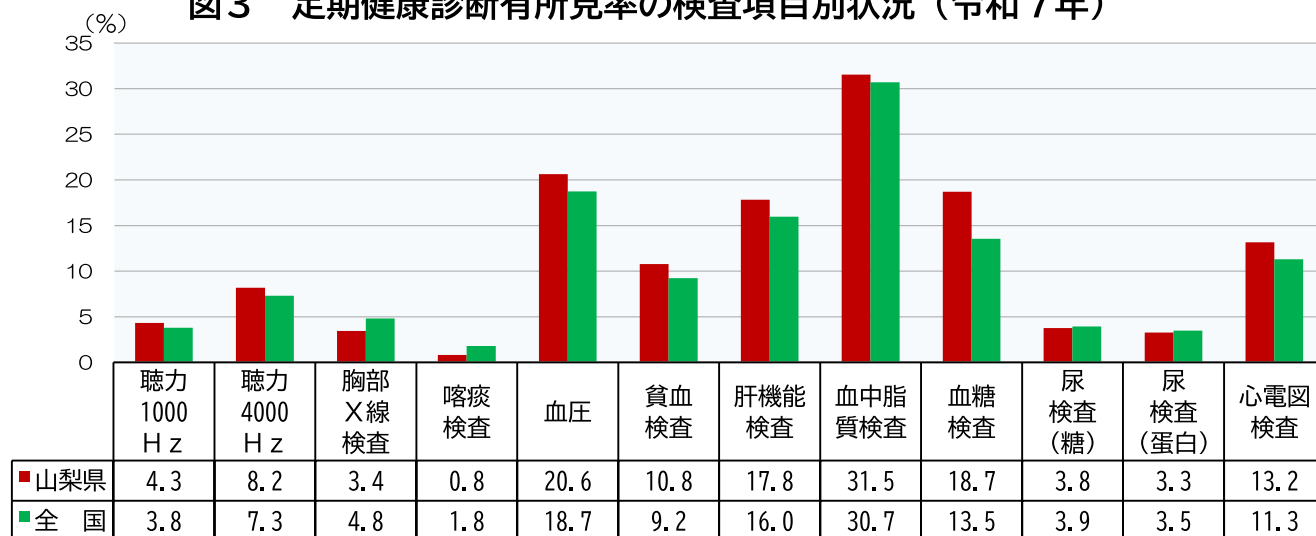


図3 定期健康診断有所見率の検査項目別状況（令和7年）



3 熱中症発生状況（図4、5）

山梨県内の令和7年の職場での熱中症による被災労働者は96人で、前年(令和6年)の61人と比較して35人の大幅増加となり、このうち休業4日以上被災労働者についても6人と、前年の3人より増加しました。

発生件数の内訳を業種別にみると、製造業が30人と最も多く、次いで建設業が24人、商業が12人、警備業が6人などとなっています。月別では7月と8月を中心に発生していますが、令和7年は6月にも多発したほか、9月にも一定数発生しています。

山梨労働局では、労働災害防止団体等と連携して「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防の重点的な取組を進めています。各事業場においては、事業者及び労働者の協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう！



図4 熱中症による死傷者数の推移

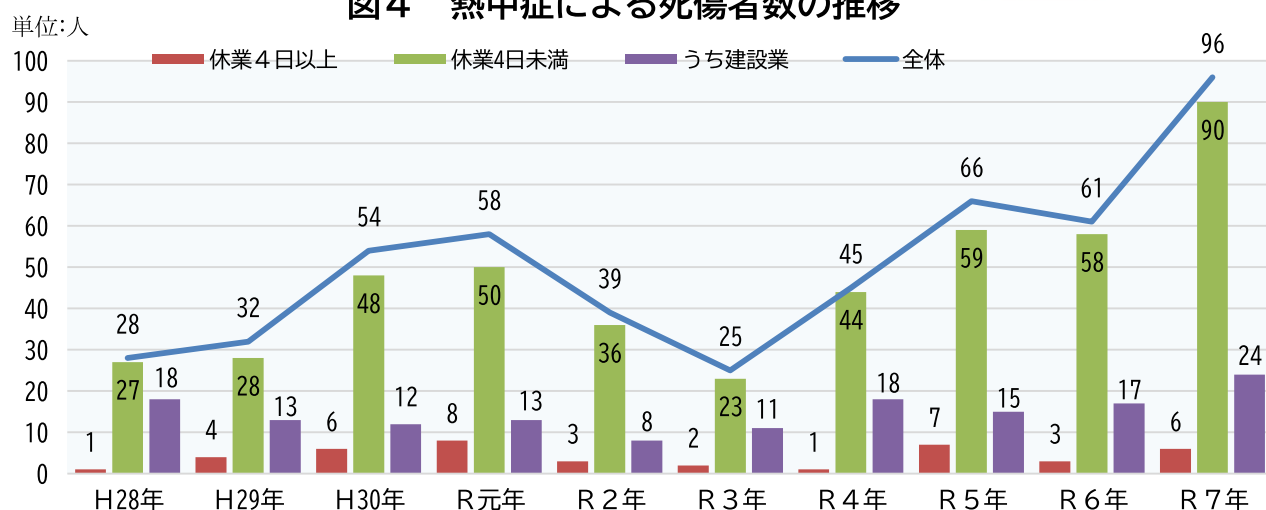


図5 業種別発生件数（令和7年）

